

経済産業省・
個人情報保護委員会共催
ワークショップ 説明資料

グローバルCBPRの展開・普及 ワークショップ（大阪）

「CBPR認証取得の紹介」

2024年1月10日

JIPDEC（一財）日本情報経済社会推進協会
認定個人情報保護団体事務局
事務局長 奥原 早苗
nintei@tower.jipdec.or.jp
(JIPDEC法人番号: 1 0104 0500 9403)

- JIPDECのご紹介
- CBPR認証手続きの概要
- CBPR認証に係る費用
- CBPR認証取得の意義

JIPDECのご紹介

名称	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) (法人番号:1010405009403)
会長	杉山 秀二
所在地	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内
設立	1967(昭和42)年12月20日
基本財産	39億9,900万円
事業規模	23億9,280万円(2023年度予算)
職員数	86名(2023年4月1日現在)

- 1967年12月 財団法人日本情報処理開発センター (JIPDEC) 設立
東京都港区芝公園三丁目5番8号に事務所を設置
- 1998年4月 プライバシーマーク制度運用を開始
- 2002年4月 ISMS適合性評価制度の本格運用を開始
- 2003年4月 電子署名法に基づく指定調査機関としての指定を受ける
- 2005年6月 個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体として認定を受ける
- 2016年1月 わが国初のAPEC CBPRシステム アカウンタビリティ・エージェント(AA)
として認定される
- 2017年10月 トラストサービス評価事業を開始
- 2017年12月 JIPDEC設立50周年
- 2023年4月 プライバシーマーク制度創設25周年

CBPR認証手続きの概要

「APEC CBPR認証のご紹介」当協会HPより一部抜粋

CBPR認証申請の前提条件（1/2）

■ APEC CBPR申請の前提として、当認定個人情報保護団体の「対象事業者」となることが必須 ＜申請ができる事業者＞

要件1) 当協会が運営する個人情報保護にかかる認証制度において
認証をうけた事業者（プライバシーマーク付与事業者）

要件2) 電子情報保護と利活用の推進のため当協会が認める事業者
⇒ CBPRの認証申請事業者（プライバシーマークを持たない）

（背景）

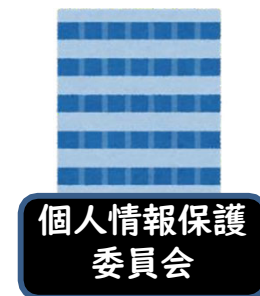
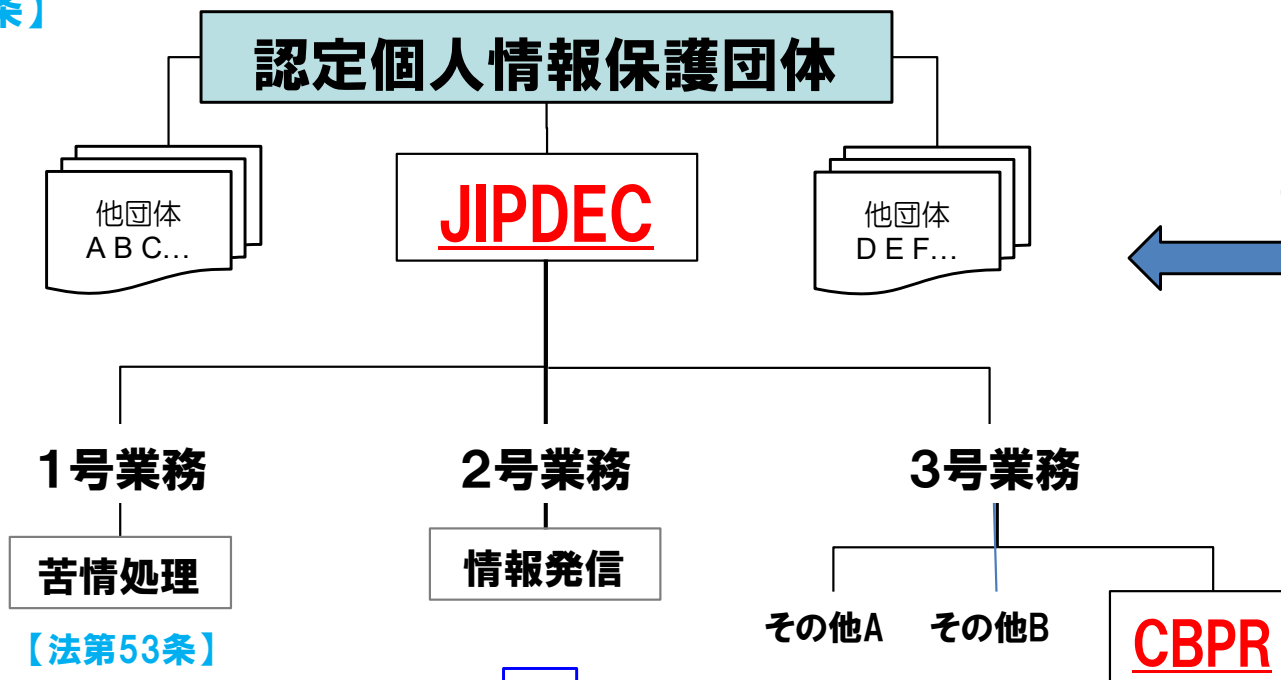
日本におけるCBPR認証は、日本国「個人情報の保護に関する法律」で規定している「認定個人情報保護団体」の業務の1つとして位置づけており、政府から認定された認定個人情報保護団体が実施。

- JIPDECは、個人情報保護委員会から認定された「認定個人情報保護団体」
- 既に、他の認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合でも、CBPR認証申請のために、JIPDECの対象事業者になる必要があります。

CBPR認証申請の前提条件 (2/2)

令和5年4月12日現在：44団体

【法第47条】



個人情報保護委員会

認定

1号業務

苦情処理

【法第53条】

2号業務

情報発信

3号業務

その他A

その他B

CBPR

① 同意書

要件1

対象事業者

【法第52条】

要件2

② 申請書

<その他>

- ・ 会社概要
- ・ 保護方針
- ・ 管理台帳
- ・ 保護体制
- ・ 誓約書
- ・ 契約書
- ・ 同意書① ※申請後

1～3号業務に同意した事業者 → 承認

Pマーク付与事業者

要件1以外の事業者

※CBPR認証申請事業者

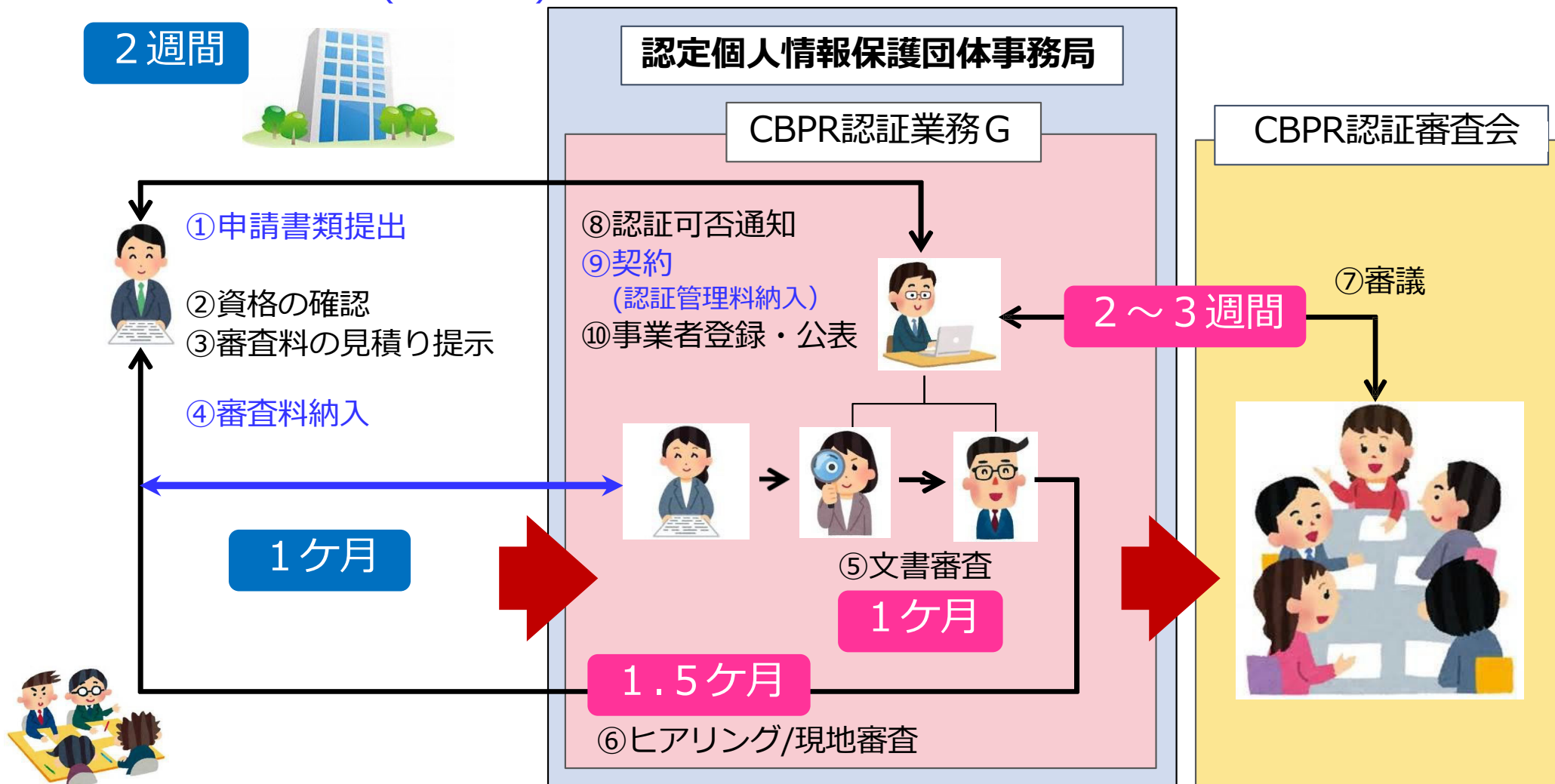
CBPR認証 申請～登録フロー

【審査】 文書審査、ヒアリング、現地審査を実施

【認証】 審査結果、外部の認証審査会の評価により決定

(マルチステークホルダープロセス)

①対象事業者の申請(前提条件)



CBPR認証 申請手続きに必要な書類

■ 申請書類を電子ファイルにて提出

- 1) 認証申請書 (様式 1 - 1)
- 2) 事前質問書 (様式 1 - 2)
- 3) 追加質問書 (様式 1 - 3)
- 4) 過去6ヶ月の事故等一覧 (様式1-4)
- 5) 根拠文書 … 質問書の回答内容の根拠となる確証等

◆ APEC CBPR認証申請ガイドブック

https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/JIPDEC_AOP_CBPR_008.pdf

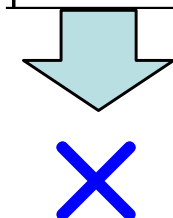
◆ 申請手続き、審査方法等

<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/application.html>

v. 越境個人情報を扱う業務内容について記載してください。業務と個人情報の流れが分かるように記載してください。業務毎に記載し、用紙が足りない場合はコピーしてください。

○ 記載例

No.	業務名
業務内容	




No.	業務名
業務内容	
業務内容は、○×で..... △を行っている。	

業務の概要のみ




No.	業務名
業務内容	
<p>概要</p> <p>.....</p> <p>業務内容と取得した個人情報が越境する流れ</p> <p>.....</p> <p>取得から廃棄までのライフサイクル</p> <p>.....</p> <p>データの流れと目的</p> <p>.....</p> <p>移転先の国ごとの情報(種類、法的根拠、情報)</p> <p>.....</p>	

項目	記載内容
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・組織名称、対象となる組織が管理する組織の一覧、連絡窓口 ・対象となる個人情報の種類（顧客・見込み客、従業員・採用予定者、その他） ・個人情報を取得するエコノミー（APECに参加する国と地域） ・個人情報を移転するエコノミー（同上）

質問項目 (50)	質問例	JIPDEC認証基準																
通知	<p style="text-align: center;"> 具体例</p> <p>前提)</p> <p>(a)個人情報の取得が、その取得のために示された目的に確実に限定されていること。</p> <p>(b)個人情報の取得のすべての場合において、取得方法は適法かつ公正でなければならないこと。</p> <p>質問)</p> <p>5. 個人情報はどのように入手していますか？</p> <p>a) 本人から直接。「はい」の場合、具体的に説明してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">はい</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">いいえ</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>b) 第三者の代行による。「はい」の場合、具体的に説明してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">はい</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">いいえ</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	はい		いいえ						はい		いいえ						<p><認証基準：1.2 個人情報の特定></p> <p>申請する事業者は、自らの事業の用に供する個人情報及び取得方法を特定するための手順を確立し、かつ、維持していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各個人情報を特定する手順が明確であること。 2. 手順に従い、個人情報を特定し、管理者の承認を得ていること。 3. 個人情報を取得する方法を明らかにしておくこと。 4. 個人情報を特定した台帳等を作成していること。 5. 個人情報管理台帳等の更新及び定期的な見直しに関する手順が明確であること。 6. 手順に従い、個人情報を管理する台帳等の更新及び定期的見直しを実施していること。
はい			いいえ															
はい			いいえ															
取得の制限																		
個人情報の利用																		
選択																		
個人情報の完全性																		
セキュリティ対策																		
アクセス及び訂正																		
責任																		

CBPR認証取得後の対応事項

- CBPR認証は、1年毎の再認証申請方式
- CBPR認証取得事業者にかかる契約書をJIPDECと締結
- CBPR認証ロゴの活用  APEC CBPRs
JIPDEC, Japan
- モニタリングにより、取り扱う個人情報や管理体制の変更有無を確認（含、事業者からの変更届等の提出）
- モニタリングや苦情処理で問題などが発覚した場合には、追加ヒアリングや特別審査への対応

CBPR認証に係る費用

■ 審査料（審査申請時の実費）

事業規模や越境移転データが発生する量、業務フローの複雑さ、移転の根拠（本人同意・体制整備）、移転先（国・地域）の数等を基に個別で見積りを行う。

⇒ 申請前に必要情報を基に概算のお見積り額を提示させていただきます

ご参考) モデル審査料

- ・ 資本金3億円以上で、かつ従業員301人以上のサービス業（海外支店の従業員情報）
- ・ APEC域内に向けてネット通販を行い、顧客データを日本とAPEC域内の国との間で顧客データの取扱いを行っている。

（単位：円、消費税別）

モデル審査料	モデル審査期間
664,657円	3ヶ月

■ 認証管理料

当協会がアカウントビリティ・エージェント（AA）として以下を行う費用（運営費用）。事業者の売上高により異なります。

- 取得事業者のモニタリング
- 苦情相談対応に係る人件費や通信費用
- 認証事業者への情報提供に係る費用
- APEC への認証事業者情報の登録及び報告に係る費用
- APEC/DESGの出席に係る費用、等CBPR認証事業者の認証期間における年間の管理費用

（単位：円、消費税別）

CBPR認証事業者の総売上高 （決算ベース）	1年間の認証管理料
100億円以上	1,000,000円
50億円以上～100億円未満	500,000円
10億円以上～50億円未満	300,000円
1億円以上～10億円未満	150,000円
1億円未満	75,000円

CBPR認証取得の意義

CBPR取得のメリット

■ 認証シール

官民連携したCBPR認証を取得することにより、事業運営においてCBPRシステムに適合した越境データの取り扱いを行っていることを示すことを対外的にアピール可能

■ データトラスト訴求

CBPR認証取得企業ならば、越境データ移転において個人情報により安全に取り扱われているという認識が、ステークホルダーにて醸成されていくことが期待される。CBPR認証取得事業者が優位な立場を得られる

■ 調達要件

他国企業で調達条件に入るケースもあり、越境データ移転のトラストが重要視される傾向へシフト

■ 苦情対応

認証事業者に対して、APEC域内からの苦情・相談等について、必要に応じてアカウントエージェントが調整を行う

Thank you

SO MUCH!

ご清聴ありがとうございました

